同表中同區裁判所ノ部黒澤尻出張所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

盛岡縣ノ內	和賀郡ノ內	黒澤尻町	鬼柳村	二子村
		黒澤尻	江釣子村大字	北鬼柳、仮屋敷村大字
				地國崎
	膽澤郡ノ內		膽澤	招去村
盛岡縣ノ內	和賀郡ノ內		岩崎村	横川目村
	藤根		藤根村	下江釣子、
			沿田、新平	

更木村　立花村
江釣子村大字　北鬼柳、仮屋敷村大字　藤澤
和賀川、横志田、柳
笹間村大字　内中筋間、南笹間

同表中一關區裁判所ノ部涌津出張所ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ千厩出張所ノ項中「八澤村　大津保村　藤澤村　黄海村」ヲ削ル

盛岡縣ノ內	東磐井郡ノ內	藤澤	藤澤村	八澤村　大津保村　黄海村

同表中名寄區裁判所ノ部士別出張所ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ「同出張所ノ項中「和寒村」ヲ削ル

北海道ノ內	上川郡（天塩）ノ內	和寒	和寒村	

同表中帶廣區裁判所ノ部同區裁判所ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ「同區裁判所ノ項中「大正村」ヲ削ル

北海道ノ內	河西郡ノ內	幸震	大正村	

同表中網走區裁判所ノ部野付牛出張所ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ「同區裁判所ノ項中「佐呂間村」ヲ削ル

北海道ノ內	常呂郡ノ內	佐呂間	佐呂間村	

附　則

本令ハ大正十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ依リテ區裁判所又ハ出張所ノ管轄ニ分屬スル一ノ村内ノ商業登記ノ事務ハ舊管轄區裁判所又ハ舊管轄出張所ノ之ヲ取扱フ

前項ノ規定ハ別ニ事務委任ノ定アル場合ニ之ヲ適用セス

大正十一年十一月二十五日

司法大臣　岡野敬次郎

告示

⑧内務省告示第三百十四號

原　籍　廣島縣安藝郡下瀬野村百七十九番屋敷

現住地　北米合衆國加州フレスノ、ルート、シ郵便函三一九

戸主平太郎姪　黒川　幸枝

同　甥　黒川　章

同　黒川　英樹

右法定代理人父黒川春藏ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑨内務省告示第三百十五號

原　籍　福岡縣朝倉郡夜須村大字秋上八百四十三番地

現住地　北米合衆國加州サンクララ郡ローレンス

戸主喜次郎三男　熊谷　三郎

右法定代理人父熊谷喜次郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑩内務省告示第三百十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑪内務省告示第三百十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑫内務省告示第三百十八號

原　籍　福岡縣嘉穂郡二森木村大字屋形原二百十番地

現住地　北米合衆國加州サンクララ郡ローレンス

戸主儀平孫　大隈　一義

同　大隈　政人

右法定代理人父大隈政義ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑬内務省告示第三百十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑭内務省告示第三百二十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑮内務省告示第三百二十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑯内務省告示第三百二十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑰内務省告示第三百二十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑱内務省告示第三百二十四號

原　籍　廣島縣安藝郡下瀬野村百七十九番屋敷

現住地　北米合衆國加州フレスノ、ルート、シ郵便函三一九

戸主平太郎姪　黒川　幸枝

同　甥　黒川　章

同　黒川　英樹

右法定代理人父黒川春藏ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑲内務省告示第三百二十五號

原　籍　福岡縣朝倉郡夜須村大字秋上八百四十三番地

現住地　北米合衆國加州サンクララ郡ローレンス

戸主喜次郎三男　熊谷　三郎

右法定代理人父熊谷喜次郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

⑳内務省告示第三百二十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉑内務省告示第三百二十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉒内務省告示第三百二十八號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉓内務省告示第三百二十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉔内務省告示第三百三十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉕内務省告示第三百三十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉖内務省告示第三百三十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉗内務省告示第三百三十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉘内務省告示第三百三十四號

原　籍　廣島縣安藝郡下瀬野村百七十九番屋敷

現住地　北米合衆國加州フレスノ、ルート、シ郵便函三一九

戸主平太郎姪　黒川　幸枝

同　甥　黒川　章

同　黒川　英樹

右法定代理人父黒川春藏ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉙内務省告示第三百三十五號

原　籍　福岡縣朝倉郡夜須村大字秋上八百四十三番地

現住地　北米合衆國加州サンクララ郡ローレンス

戸主喜次郎三男　熊谷　三郎

右法定代理人父熊谷喜次郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉚内務省告示第三百三十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉛内務省告示第三百三十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉜内務省告示第三百三十八號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉝内務省告示第三百三十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉞内務省告示第三百四十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㉟内務省告示第三百四十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊱内務省告示第三百四十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊲内務省告示第三百四十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊳内務省告示第三百四十四號

原　籍　廣島縣安藝郡下瀬野村百七十九番屋敷

現住地　北米合衆國加州フレスノ、ルート、シ郵便函三一九

戸主平太郎姪　黒川　幸枝

同　甥　黒川　章

同　黒川　英樹

右法定代理人父黒川春藏ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊴内務省告示第三百四十五號

原　籍　福岡縣朝倉郡夜須村大字秋上八百四十三番地

現住地　北米合衆國加州サンクララ郡ローレンス

戸主喜次郎三男　熊谷　三郎

右法定代理人父熊谷喜次郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊵内務省告示第三百四十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊶内務省告示第三百四十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊷内務省告示第三百四十八號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊸内務省告示第三百四十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊹内務省告示第三百五十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊺内務省告示第三百五十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊻内務省告示第三百五十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊼内務省告示第三百五十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊽内務省告示第三百五十四號

原　籍　廣島縣安藝郡下瀬野村百七十九番屋敷

現住地　北米合衆國加州フレスノ、ルート、シ郵便函三一九

戸主平太郎姪　黒川　幸枝

同　甥　黒川　章

同　黒川　英樹

右法定代理人父黒川春藏ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊾内務省告示第三百五十五號

原　籍　福岡縣朝倉郡夜須村大字秋上八百四十三番地

現住地　北米合衆國加州サンクララ郡ローレンス

戸主喜次郎三男　熊谷　三郎

右法定代理人父熊谷喜次郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

㊿内務省告示第三百五十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(51)内務省告示第三百五十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(52)内務省告示第三百五十八號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(53)内務省告示第三百五十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(54)内務省告示第三百六十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(55)内務省告示第三百六十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(56)内務省告示第三百六十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(57)内務省告示第三百六十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(58)内務省告示第三百六十四號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(59)内務省告示第三百六十五號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(60)内務省告示第三百六十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(61)内務省告示第三百六十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(62)内務省告示第三百六十八號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(63)内務省告示第三百六十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(64)内務省告示第三百七十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(65)内務省告示第三百七十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(66)内務省告示第三百七十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(67)内務省告示第三百七十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(68)内務省告示第三百七十四號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(69)内務省告示第三百七十五號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(70)内務省告示第三百七十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(71)内務省告示第三百七十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(72)内務省告示第三百七十八號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(73)内務省告示第三百七十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(74)内務省告示第三百八十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(75)内務省告示第三百八十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(76)内務省告示第三百八十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(77)内務省告示第三百八十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(78)内務省告示第三百八十四號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(79)内務省告示第三百八十五號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(80)内務省告示第三百八十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(81)内務省告示第三百八十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(82)内務省告示第三百八十八號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(83)内務省告示第三百八十九號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(84)内務省告示第三百九十號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(85)内務省告示第三百九十一號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(86)内務省告示第三百九十二號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(87)内務省告示第三百九十三號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(88)内務省告示第三百九十四號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(89)内務省告示第三百九十五號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(90)内務省告示第三百九十六號

原　籍　兵庫縣多紀郡城南村岩崎二番地

現住地　北米合衆國加州コントラコスタ郡ステージ

戸主厚太郎三男　酒井　朗盛

右法定代理人父酒井厚太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱ヲ允許セリ

大正十一年十一月二十五日

内務大臣　水野錬太郎

(91)内務省告示第三百九十七號

原　籍　廣島縣佐伯郡地御前村千四百七十六番地

現住地　北米合衆國加州サクラメント郡アイルトン郵函一六六

戸主寛一従弟　中野　誼

右法定代理人父中野熊太郎ノ申請ニ依リ大正十一年十一月二十二日本國籍ノ離脱